

福知山公立大学北近畿地域連携機構における連携研究員に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福知山公立大学北近畿地域連携機構規程第12条第2項の規定に基づき、連携研究員に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における「連携研究員」とは、地域社会との連携を強化し地域の健全な活性化に貢献するために福知山公立大学北近畿地域連携機構（以下「機構」という。）に置く福知山公立大学（以下「本学」という。）の専任教員以外の者をいう。

(資格)

第3条 連携研究員として受入又は委嘱（以下「受入等」という。）することができる者は、地域社会の特性、活性化等に関する知見と技能を有し、本学の理念の実践に資すると学長が認めた者とする。

(選考及び承認等)

第4条 連携研究員の受入等は、福知山公立大学北近畿地域連携機構運営会議（以下「運営会議」という。）が本学の教員の推薦に基づき候補者を選考し、当該教員が所属する学部の教授会に報告の上、学長の承認により決定する。

2 前項により連携研究員を推薦しようとする教員は、被推薦者が記載した研究・社会活動計画書（別記第1号様式）に推薦書（別記第2号様式）を添えて、機構長に提出するものとする。

3 教授会は、第1項の報告を受け、その承認に際し学長に意見を付することができる。

(委嘱期間)

第5条 連携研究員の委嘱期間は、1年以内とする。ただし、学長が特に必要と認める場合は更新を妨げないものとする。

2 前項の期間の延長を行う場合の選考及び承認手続は、前条の規定を準用する。この場合において、前条第1項中「推薦書（別記第2号様式）」とあるのは「推薦書（別記第3号様式）」に読み替えるものとする。

(遵守事項)

第6条 連携研究員は、本学の諸規則を遵守しなければならない。

2 学長は、連携研究員が本学の諸規則に違反し、又は本学の教育研究活動若しくは信頼に重大な支障を与えた、又は与えると認める場合は、受入等を取り消すことができる。

(施設の利用)

第7条 連携研究員は、連携活動に必要な範囲において、機構の施設を利用することができる。

2 連携研究員は、本学の認める範囲において前項に掲げる施設以外の本学の施設を利用することができる。

(報酬等)

第8条 連携研究員は無報酬とする。ただし、機構長が必要と認めたときは、連携活動に要する旅費の全部又は一部を支給することができる。

(損害賠償の請求)

第9条 学長は、連携研究員が故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合は、当該連携研究員が所属する派遣機関の長又は当該連携研究員にその損害の全部又は一部を賠償させることができる。

(災害補償)

第10条 連携研究員が研究活動等において故意又は過失により被った傷病の治療等に要する費用については、原則として、本学はその責を負わない。

(成果物の取扱い)

第11条 連携研究員が機構において行った研究活動等の成果である知的財産等についての取扱いは、別に定める。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、連携研究員に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、必要に応じて学長が決定する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年8月10日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係） 研究・社会活動計画書
別記第2号様式（第4条関係） 北近畿地域連携機構連携研究員推薦書
別記第3号様式（第4条関係） 北近畿地域連携機構連携研究員推薦書（継続）